

純真短期大学

新型コロナウイルス(Covid19)感染防止の取り組み



令和5年5月8日

このガイドラインは令和5年5月8日に開催された学校法人純真学園「新型コロナウイルス感染症対応合同会議」で示された「純真学園 Covid19 対策の考え方～2類から5類への移行への対応に向けて～」の内容を踏まえ、本学での新型コロナウイルス感染症(Covid19)に係る基本的な対策を示すものです。今後の感染状況の変化や、政府及び福岡県の政策等により随時改訂されることがあります。

#### 1. 基本的な感染対策

- (1) 基本的にマスクを着用せずに講義や実習を行うことができるが、当面の間は学校側からマスクの着用を求めることがある。
- (2) 体調が優れない場合は、指示がなくてもマスク着用とする。
- (3) マスク未着用時の「せき」や「くしゃみ」の際は必ず手やハンカチ等で押さえ、その後は手指のアルコール消毒を行う。
- (4) 普段の生活において抵抗力を高める。
- (5) 体温計を常備しておく。

#### 2. 授業運営

- (1) 対面授業を原則とする。
- (2) 当面の間、授業の座席は指定とする。
- (3) 講義前後は、**手洗い及びアルコール消毒を奨励**する。
- (4) 演習・実験・実習時の感染拡大防止対策については、担当教員の指示に従う。
- (5) 学外での実習等は、施設関係者と十分に調整を行った上で、施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施する。

#### 3. 感染の確定の場合

【在学生が感染した場合連絡先⇒健康管理センター】、【教職員が感染の場合：連絡先⇒学科長／事務局長】

- (1) 感染者に特定された学生は出席停止の措置をとり、「科目欠席」とする。  
登学開始日は、発症日を0日目として5日経過し、解熱後、症状が軽快し始めて24時間が経過してからとする(発症10日目まではマスク着用)。
- (2) 感染した学生は**健康管理センターへ連絡する。092-541-1513(本学代表)に電話をして取り次いでもらう。**
- (3) 濃厚接触者の特定は行わず、自分が接触者と思う場合は感染対策を講じた上で通学可とする。
- (4) 登学可能となった場合は、学生便覧に定められた期間内に、「診断書」または「検査結果証明書」を「科目欠席届」と共に教務係へ提出する。

#### 4. 体調不良等における対応

- (1) 体調不良による欠席は「通常欠席」とする。体調不良で欠席する場合は、必要に応じて科目責任者に連絡すること。ただし、**学外実習中における体調不良の場合は**、実習先の判断で出席停止措置をとることがあるため、学生は教務係(092-541-1513)に連絡する。
- (2) 新型コロナウイルスのワクチン接種により授業を欠席した場合は、接種日を「科目欠席」とする。ワクチン接種による副反応の場合も、同様とする。欠席した学生は、ワクチン接種証明書のコピーを科目欠席届と共に提出する。提出期限は、学生便覧に記載の「感染症の出席停止」に準ずる。
- (3) 37.5℃以上に発熱した場合は、医療機関を受診しPCR検査や抗原検査を行い、感染の有無を確認する。検査結果が、陰性の場合でも解熱するまでは出席停止とする。
- (4) 陰性となり出席する場合は解熱後、症状がなくなるまでマスクを着用する。

#### 5. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る科目欠席の手続きは、学生便覧に記載の「感染症の出席停止」に準ずる。
- (2) 定期試験における対応は、学生便覧に基づく。